

広島県告示第八百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和五年六月二十二日までの間、縦覧に供する。

令和五年六月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

下蒲刈川尻線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市下蒲刈町下島字塩浜新開一六四五番一地 先から 呉市下蒲刈町下島字塩浜新開一六四六番一地 先まで		六六・八〇 六八・二〇	五二・〇〇		
	三九・二〇 四一・〇〇	五二・〇〇		幅員減少 不用物件延長	五二・〇〇 メートル